

許可申請手続き

■ 許可申請手続きの流れ

事前相談



事前協議



許可申請



完成検査

施行の際、現に当該事業を行っている方が届出をした場合、手続きが省略される部分があります。

詳しくは、お問い合わせ先へ御相談ください。

■ 許可後の手続き

- ✓ **更新許可申請**
5年毎の更新許可申請が必要です。
- ✓ **変更届**
役員等の変更が生じた場合には、変更届の提出が必要です。
- ✓ **変更許可申請**
次の場合などには**事前協議及び変更許可申請が必要**です。
変更する計画が生じましたら、お問い合わせ先へ御相談をお願いします。
 - ①事業場の拡張
 - ②保管場所の拡張
 - ③取り扱う再生資源物の区分の追加
など

■ 手数料

新規許可申請：56,000 円
更新許可申請：48,000 円
変更許可申請：46,000 円
変更届：0 円

■ 違反・罰則

無許可業者や条例違反者には罰金などの罰則があります。

・無許可営業 ・命令違反 等

最大で、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金

金属やプラスチックを重機等を使って屋外保管等する事業には許可が必要です



生成 AI により作成

再生資源物の屋外保管等の規制に関する条例を令和8年10月1日に施行します

囲いなどの設備や保管の方法など、**ルールを守る必要があります。**
違反したり、無許可の場合は**罰則**があります。

施行の際、現に当該事業を行っている場合は、**令和9年3月31日**までに群馬県知事に**届出**をすると、許可されたものとみなします（**みなし許可**）。

■ 再生資源物とは

使用を終了し、収集された次のもの（破砕等の処理されたものを含む）

- ①金属 ②プラスチック
- ③雑品スクラップ（①、②を含む混合物）

■ 屋外とは

土地に定着した屋根等のある建造物の外

■ 重機等とは

- ①油圧ショベルその他これに類する機械
- ②フォークリフト
（フォーク等の高さが3mを超えるもの）
（3mを超えてフォーク等を上昇させられるもの）

■ 条例の適用が除外される場合

- ①産業廃棄物処分量の許可業者が許可の範囲内で行う事業
- ②自動車リサイクル法の解体業者・破砕業者が許可の範囲内で行う事業
- ③国・地方公共団体が行う事業

■ 対象外の場合

- ①敷地面積が100㎡以下のもの（隣接する事業場との合計が100㎡を超える場合は対象となります）
- ②自ら用いる原材料を屋外保管等する事業

お問い合わせ先

群馬県 環境森林部 廃棄物・リサイクル課 リサイクル係
TEL 027-226-2824

このほか、詳細については、群馬県のホームページをご覧ください。



※他の法令による規制がかかることがあります（立地場所など）。別途確認してください。

屋外保管の基準

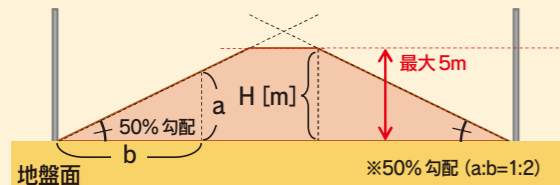
1 構造基準

- ① 囲いの設置
(荷重が直接かかる場合) 構造耐力上安全
- ② (汚水等の流出、地下浸透のおそれがある場合)
不浸透性の材料での舗装、油水分離装置・排水溝の設置

2 保管等基準 A

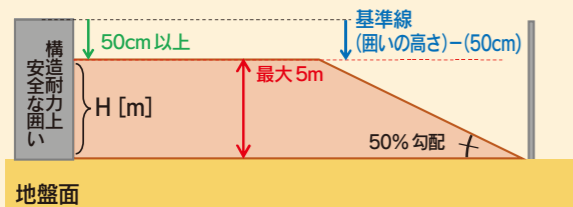
(容器を用いずに保管する場合)
保管物の高さが、(ア)～(ウ)で定める高さ

(ア)「保管場所の囲いが無い場合」又は
「直接負荷部分」が無い場合



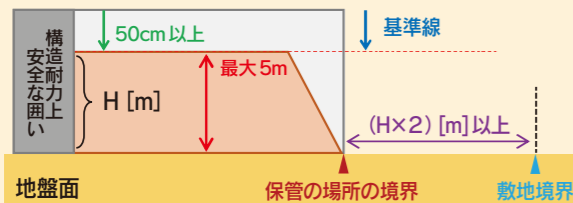
H [m] : 最大の保管の高さ
: 積み上げ保管の範囲
※50%勾配 (a:b=1:2)=26.5°
※最大高さは、「50%勾配の線の交点」と「5m」のいずれか低いもの

(イ)「直接負荷部分」がある場合 ((ウ)を除く)

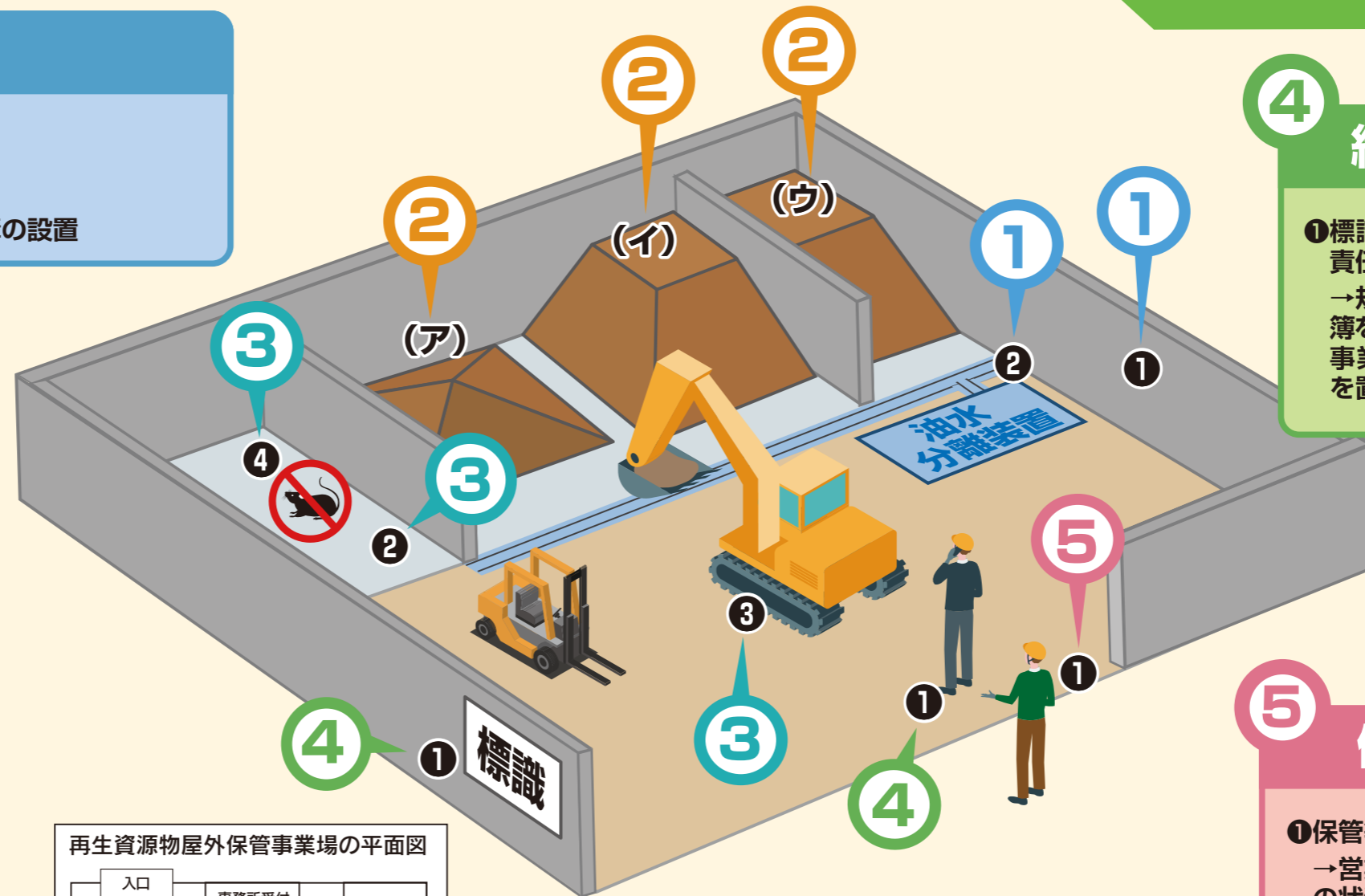


H [m] : 最大の保管の高さ
: 積み上げ保管の範囲
※最大高さは、「基準線」、「50%勾配の線」、「5m」のいずれか低いもの

(ウ) 保管場所の三方の囲いに「直接負荷部分」がある場合



H [m] : 最大の保管の高さ
: 積み上げ保管の範囲
※最大高さは、「基準線」、「5m」、「敷地境界までの距離の1/2」、のいずれか低いもの



4 維持管理等基準

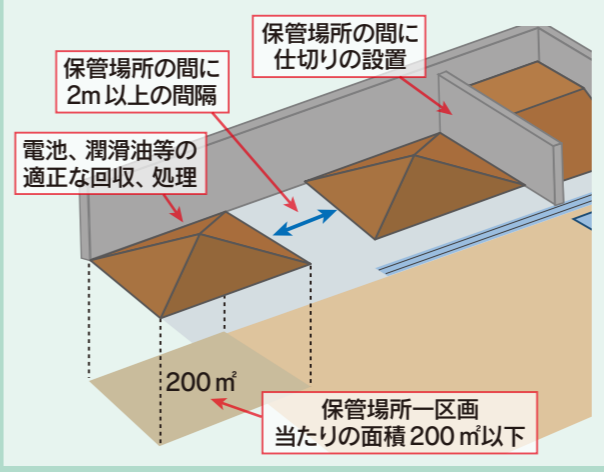
- ① 標識の掲示、帳簿の作成・保存、現場責任者設置
→ 規則で定める事項を記した標識、帳簿を作成すること
事業を適切に行うため、現場責任者を置くこと

5 保管等基準 C

- ① 保管等状況の視認性
→ 営業時間内は、外部から屋外保管等の状況が確認できること

3 保管等基準 B

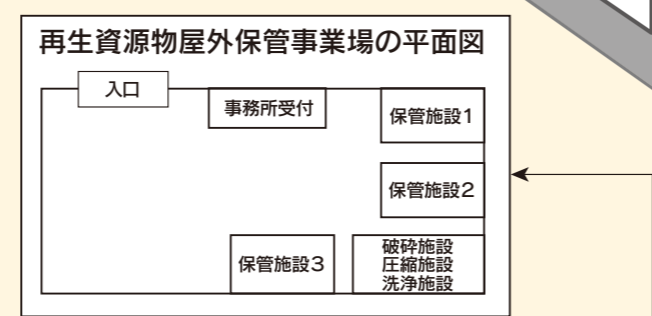
- ① 発生等防止措置 (火災・延焼防止措置)
※ 雑品スクラップに限る



- ② 発生等防止措置 (油等流出・浸透・悪臭)
→ (油や汚水の流出・地下浸透のおそれがある場合)
底面のコンクリート敷設や、油水分離装置・排水溝の設置

- ③ 発生等防止措置 (騒音・振動による支障)
→ 重機等の稼働、保管物の積み上げ・積み下し、破碎等によって発生する騒音・振動で、生活環境の保全上の支障を生じないように措置

- ④ 発生等防止措置 (害獣・害虫)
→ ねずみの生息及び蚊、はえその他の害虫の発生を防止する措置



| 再生資源物屋外保管業に関する標識 | |
|----------------------------|---------------------------------------|
| 許可の年月日 | 令和8年〇月〇日 |
| 許可番号 | 令和8年〇月〇日届出 (みなし許可) |
| 事業者の氏名又は名称 (法人にあつては代表者の氏名) | 株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇 |
| 事業者の連絡先の電話番号 | ×××-××××-×××× (携帯電話 ×××-××××-××××) |
| 再生資源物屋外保管事業場の所在地及び敷地面積 | 再生資源物屋外保管事業場の平面図 |
| 所在地 | 〇〇市〇〇番地 |
| 敷地面積 | 〇〇㎡ |
| 保管する再生資源物の区分 | 金属スクラップ、プラスチック類、雑品スクラップ |
| 保管物を積み上げる高さのうち最高のも | 3m |
| 破碎等をする場合にあっては、当該破碎等の種類 | 破碎、圧縮、洗浄 (破碎等の対象は金属スクラップのみ) |
| 条例第16条の現場責任者の氏名及び連絡先の電話番号 | 〇〇 〇〇 ×××-××××-×××× |

※例示です。詳しくは御相談ください。